

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成24年6月13日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

6月13日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第40号所管分の審査	2
質疑（山崎雅数委員、弘豊委員、南野直司委員、本保加津枝委員）	
議案第42号所管分の審査	6
質疑（弘豊委員、山崎雅数委員、南野直司委員）	
議案第41号の審査	8
質疑（弘豊委員、山崎雅数委員）	
採決	12
所管事務調査について	12
閉会の宣告	13

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成24年6月13日(水) 午前10時 1分 開会
午前11時21分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 森内一歳	副委員長 本保加津枝	委員 南野直司
委員 弘 豊	委員 山崎雅数	委員 嶋野浩一郎

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正	副市長 小野吉孝
生活環境部長 杉本正彦	同部次長 井口久和
市民活動支援課長兼コミュニティプラザ館長 橋本英樹	市民課長 船寺順治
保健福祉部長 福永富美子	同部次長兼国保年金課長 堤 守
高齢介護課長 石原幸一郎	高齢介護課参事兼地域包括支援センター長 川口敦子

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦	同局書記 寺前和恵
-----------	-----------

1. 審査案件(審査順)

議案第40号 平成24年度摂津市一般会計補正予算(第1号)所管分
議案第42号 住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件所管分
議案第41号 平成24年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)所管事務調査について

(午前10時1分 開会)

○森内一歳委員長 おはようございます。
それでは、ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。
きょうは、本会議に引き続きましての常任委員会、大変ご苦労さまでございます。

きょうは、過日の本会議で当委員会に付託されました3案件についてご審査をいただくわけでございますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決賜りますようよろしくお願いいたします。

一たん中座いたしますが、よろしくお願ひします。

○森内一歳委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、本保委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩します。

(午前10時2分 休憩)

(午前10時3分 再開)

○森内一歳委員長 再開します。

議案第40号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

山崎委員。

○山崎雅数委員 一般コミュニティ助成金が入ってくるというようなことで、コミュニティプラザの事業に器具費として上がっているが、この中身を説明いた

けますか。

○森内一歳委員長 橋本課長。

○橋本市民活動支援課長 今回、導入いたします分につきまして説明いたします。

240万円の宝くじ助成の決定がありまして、その内訳でございますが、ディスプレイセット、インフォメーションディスプレイとして一式、大判プリンター、インクジェットの大判のロールプリンターです、これも1台。それに関連しましたパソコンで、総額240万円の入出同額の導入を考えております。

○森内一歳委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 当初予算ではできなかったものが、お金が入ってくるということで使い道を決定されたというのはわかるんですけども、宝くじでコミュニティの関係に助成ということですから、それに使えということにはなるんでしょうけれども、コミプラの事業といたら、いろいろ年度当初からの予定としてはあるわけで、入ってくるお金をそれに充てて、一般財源を温存するというようなことなんていうのは、財政当局とかと検討することはないんですか。

○森内一歳委員長 橋本課長。

○橋本市民活動支援課長 まず、コミュニティプラザの当初予算におきまして、備品購入費は36万円計上いたしております。

36万円は、当初予算の計上の中で、施設備品の破損等に伴う補充等で執行いたしたりする予算として計上いたしております。片や今回、コミュニティ助成の申請をいたしました分につきましては、昨年12月に申請書を提出いたしました。なかなか高額な備品購入等につきましては、市の持ち出し等の執行がままならない状況等もございます。そういった中でコミュニティ助成を計画的に申請し

ていく中で、施設備品として導入ができればと考えておるものでございます。

○森内一歳委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 わかりました。

今、聞いて助成の申請もして、使い道もきちんと決めてやられたということですから、それはそれでいいと思うんですけどもね、私、思わず入ってきたみたいなお金であるなら、節約ということも考えるべきなんではないかと思ったので、聞かせていただきました。

○森内一歳委員長 ほかに。

弘委員。

○弘豊委員 私のほうからは1点だけ、先ほどご説明されました備品購入費の中のインフォメーションディスプレイの設備なんですけれども、具体的に設置の仕方、場所等々、詳しく教えていただけたらと思っております。といいますのは、コミュニティプラザは、まだ、オープンして2年というようなことで、そうしたものを新たに追加で置かないといけないのはなぜかということも含めて、お聞かせいただけたらと思います。

○森内一歳委員長 橋本課長。

○橋本市民活動支援課長 ご質問いただきましたインフォメーションディスプレイですが、まず、液晶の大型画面のテレビといいますか、モニターです。それをコミュニティプラザ館内の1階ロビーに設置を予定しております、さまざまな情報発信のツールとして活用していきたいと考えております。

例えば、映像情報なんですけど、わかりやすい施設案内にも活用できるかなと。会議やコンベンションホールの施設案内、また、各種、そのときの講座等の案内等にも活用できるかなと。あわせて、例えば地域のイベントとか、摂津市内におけるイベントの情報発信、そういった

情報発信で、今のロビーにふさわしい、また、華やかな演出ができる器具としても導入することで、利用者への情報サービスを兼ねた情報発信として、ますますコミュニティプラザが、それによって利用、活用されていくことを期待しております。

○森内一歳委員長 弘委員。

○弘豊委員 ということは、現在使われているレストランの入口の横にあるあの案内板は、そのまま利用した形で、それとは別の場所に、こういう画面を置かれるというようなことで理解してよろしいでしょうか。ちょっと確認で教えてください。

○森内一歳委員長 橋本課長。

○橋本市民活動支援課長 インフォメーションディスプレイの設置方法ですが、壁に直接つける固定というタイプではなくて、移動式のタイプで活用できるものも検討しておりますので、それでロビーにふさわしい位置等も今後、検討していきたいと考えております。

○森内一歳委員長 弘委員。

○弘豊委員 大体理解できました。

確かに、コミュニティプラザに入ると、ロビーの中に広いスペースがあって、それはそれで落ちつくんですけども、案内表示というようなことでいいましたら、現在出ているのは、館内で何をしているかというようなことと、掲示板等々もありますけれども、そうした状態では今、提案されているようなモニターができることで、更にさまざま活用できるのかなというようなことを感じました。

ただ、もう一つ気になっているのは、コミュニティプラザがオープンしてから、多くの市民の方が、表からの入口等々、また、この施設が何なのかかわかりにくいというようなことを言われます。開館当

初のころは、やはりなれていないという
ようなこともあって、入口がどこなのか
なということで、よくコミュニティプラ
ザを利用される方が、保健センターの入
口のほうから入られて、こっちですかと
いうような、迷われることが結構あった
んですけれども、現在2年たったら、そ
ういうのも解消されてくるのかなという
ことを思っていましたけれども、新たに利
用される方もふえているというのもあり
ますし、他市から来られて、摂津の駅前
にああいう施設がありますから、北摂地
域のいろんな取り組みなんかを合同でや
るときには大変便利であるというような
ことも聞いてますので、そうしたことで
利用されることがあるんですけれども、
そうしたときにあそこが、そうなんだよ
というようなこと、また、回り込んだと
ころが正面の入口だというようなことが、
やはり表看板としてわかりにくいという
ようなことがあるかと思うんです。そう
した声というのは、館長などの耳にも入っ
ているかと思うんですけれども、改善し
ていくようなことが考えられないのかな
ということ。

以前はあそこのレストランのフロアが
閉まったままでしたから、そういうこと
もあって、やはり正面と思われにくいと
いうような部分もあったと思うんですけ
れども、今あそこも使われている状態
ですから、去年と比べると条件は変わっ
てきているかなと思うんですが、そのあ
たりのところをちょっとお聞かせいただ
けたらと思います。

○森内一蔵委員長 橋本課長。

○橋本市民活動支援課長 施設等の入口
案内の関係でございます。この間、南千
里丘のまちづくりの景観等の絡みがござ
いますが、その中で保健センターの入口
の上には、その規制の中で表示看板を設

置いたしました。また、その入口の分
については我々も求めていきたいと考
えておまして、引き続き検討して、適
切な案内ができるよう今後とも努めて
まいります。

○森内一蔵委員長 よろしいですか。

ほかに質問。

南野委員。

○南野直司委員 大型インフォメーシ
ョンディスプレイについての活用方法
ですけども、ご答弁ありましたように
大型のディスプレイを移動式で、1階
ロビーに設置されて情報発信等々をさ
れていくということですけども、あ
ともう一つの大型プリンターと、そ
れに伴うパソコンですね、これも活
用方法があると思うんですけども、
ちょっと中身について教えていただ
きたいなと思います。

○森内一蔵委員長 橋本課長。

○橋本市民活動支援課長 大型のプリ
ンターでございますが、我々がいろ
んなイベント等の関係で補助的に
大きなポスター、横断幕等を作成
するとき印刷するのはもちろん
ですけども、利用者といいますか、
市民団体等が活用されることも
十分視野に入れて利用促進を図
っていきたいと考えております。

ちなみに、コミュニティ助成を、一
昨年、文化スポーツ課も導入され
て広報紙に掲載され、そういう
利用案内もされております。そ
ういったこともコミュニティ
プラザが、利用案内を、導入
をお知らせしていく形にな
ろうかと考えております。

○森内一蔵委員長 南野委員。

○南野直司委員 市民団体の方が
イベント等で横断幕等々を作成
されるときに活用していただ
くということでありまして。
もう少し詳細をお聞きしたい
んですけども、これは市民団
体の方が、いわゆるデータ
ベースで、その横断幕のデー
タを持っ

ていって、それでコミュニティプラザの職員の方が、それをもとに作成されていくのかなと思うんですけども、それは無料でやっていただけるかどうか、お聞きしたいと思います。

○森内一蔵委員長 橋本課長。

○橋本市民活動支援課長 大型プリンターの印刷物の作成等に関しての件でございますが、通常、普通に使っておられるA4、A3レベルから、そのまま拡大したA0なりの大きい印刷仕様の設定等、なれない操作も伴うかと思えます。そういった形では、やはりコミュニティプラザに置く特性、我々が居るという利便性もあわせて何らかの補助作業は必要と考えております。

それと、費用等の関係ですけども、やはり紙代、インク代等かなりかかるものでございます。そういったものについては、一定の費用負担、現物負担等も十分視野に入れて、利用案内をしてまいりたいと考えております。

○森内一蔵委員長 ほかにないですか。

本保委員。

○本保加津枝委員 ただいま質問がありました大型プリンターの件なんですけれども、今ご答弁で、一定の現物負担ということでありましたけれども、この現物負担の内容について、もう少し詳しくお聞かせをいただきたいと思えます。

○森内一蔵委員長 橋本課長。

○橋本市民活動支援課長 大型プリンターの関係でございますが、先ほど触れました、先行して文化スポーツ課がご案内している分を参考にさせていただきますと、紙等を持ち込みという形で、今現在案内されております。

そういった形でいいますと、それらにも準じた形で運用方法を案内していくのかなと、今現在は考えております。

○森内一蔵委員長 本保委員。

○本保加津枝委員 紙等ということでしたけれども、現状は、これカラープリンターになりますよね。ということはかなり大きなサイズで、そのカラープリントをするということにつきましては、紙は持ち込みでやっていただくということは当然のことかと思うんですけども、やはりインク代等ですね、ランニングコストがかかってくると思うんです。メンテナンス料も必要だと思えますし、将来的な負担について、やはりもう少しそこは慎重に考えていただいて、利用される方、市民団体等を中心にと、先ほどのご答弁でしたけれども、スタート時点から先例に合わせてということではなくて、やはりコミュニティプラザとして、しっかりと対応を考えてスタートをしていただくことが大事ではないかなと考えております。

やはり、一定の方だけが利用されるという形になりますと、市民の皆さん、活用されない方を含めて、頻繁に活用される方とそうでない方の中に、万が一不公平感といいますか、そういったものが残るといっても、やはり考慮に入れていただいて、スタートする時点から、そういった点も踏まえて慎重に考えていただきたいなと思えます。

やはり、将来的にこれが、かなりのコスト面で負担になってきたときに、経費のほうは上がってくるということについては、やはりそれを市のほうで処理していくということになりますと、いかななものかなとも考えておりますので、スタートの時点で横に倣えではなくて、コミュニティプラザとして、こういった状況の中で、きちんと将来的にも安心して、皆さんにご利用いただけるように図っていただければと考えておりますので、慎重

にですね、負担が将来的に大きくなった時点で、有料化するとかというようなことではなくて、やはり最初から無料でスタートをすると、途中で有料化することに対しては、やはりそれまで利用された方等については、やっぱり不満が残ると思いますし、この辺をよくよく考えていただいて、将来的なランニングコストも含めて、紙の持ち込みだけで本当にいいのかということ、応分の負担を考えた上で、慎重にこの活用についてスタートをしていただきたいなと思いますので、その点についてはよろしくお願ひしたいと思います。

○森内一歳委員長 よろしいですか。

ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時21分 休憩)

(午前10時22分 再開)

○森内一歳委員長 それでは再開をいたします。

議案第42号所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

弘委員。

○弘豊委員 住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件ということでありまして、今回、この条例が出されてきて、なかなか外国人登録にかかわってというようなこと、多くの市民の方にはなじみがないというようなことになるのかなと思ったんですが、関係される方も、やはりいらっしやると。決して少なくないのかなということも感じているところですが、この間、ホーム

ページを開けてみましたら、既に4月の時点で、この7月から外国人住民に関する制度が変わりますというようなことで案内も出されているところかと思うんですが、中身を見てみたら平成21年、3年前に法改正がされて、出入国管理及び難民認定法にかかわっては、既に変わっているというふうに理解しています。

この住民基本台帳法にかかわっては、この7月にとのことでの、こうしたタイムラグの件ですね、どうして、そうなっているのかというようなこと、この間、この法改正の中で実際、市民の方に出ている影響なんかが、もし担当課のほうでわかれば教えていただきたいなと思っております。

○森内一歳委員長 船寺課長。

○船寺市民課長 今回の法改正につきましては、住民基本台帳法の改正に関する法律が、平成21年7月15日に公布されて、この平成24年7月9日に施行されるということになっております。

外国人登録法につきましては、各国の国民の方もおられますし、入国される方、出て行かれる方もありますので、周知期間等を一定おかれたと、我々は考えております。

そして、具体的にどのように変わるかということにつきましては、今まで外国人登録をされていた方で、90日以上日本におられる方につきましては、外国人登録法というのがなくなりますので、住民基本台帳に記録されるという形になります。

今までも外国人登録法に基づいて、いろいろな住民サービスを受けておられましたけども、住民基本台帳に記載されることによりまして、何らその辺の住民サービスに変更等はないと、市民課では考えております。

○森内一歳委員長 弘委員。

○弘豊委員 3年前に、この法改正がされてというようなことで、この3年は一定の周知期間だったのかなということも、今ご説明されましたけれども、いろいろ資料、過去の報道なども見ていましたら、入管法の改正の点では、不法滞在されている方に対する取り締まりが厳しくなっている、ある意味、強制的に帰国せよという、そういう指示が出されるようになっていくというようなこと等々が、影響してきているというようなことで聞き及んでいるんですけども、この住民基本台帳法が変わるというようなことにかかわっては、そうしたことは切り離れた問題であると考えて構わないのかどうか、その点確認のため聞いておきたいと思えます。

○森内一歳委員長 船寺課長。

○船寺市民課長 住民基本台帳法に載ることにつきましては、システムの改造でありますとか、ご存じのように住民基本台帳番号というのがございまして、一元管理されております関係、それと法の所管が総務省と法務省に分かれますので、その辺の連携の関係等があるので、法が通ってからの準備期間があったということで考えております。

○森内一歳委員長 弘委員。

○弘豊委員 了解いたしました。

最後に、1点だけ確認のため聞いておきたいんですが、総務省のホームページのほうで今回の、この改正にかかわる資料を見ていましたら、ご注意くださいということで、ことしの7月7日、8日を中心に住民票の写し等の交付サービス、これを一時的に停止することがありますというようなことが書かれているわけなんですけれども、今のところ摂津市は、自動交付やコンビニ交付などはやってい

ないわけで、そうしたところは、このことは関係ないと理解していてよいのかどうか、その点の確認だけお願いしたいと思えます。

○森内一歳委員長 船寺課長。

○船寺市民課長 今、総務省のほうから連絡が行っております7日、8日の自動交付機でありますとか、コンビニ交付の利用ができないというお知らせですが、「市によっては」と書いておられます。摂津市に影響が出るのは、土曜日の午前中に市民サービスコーナーをやっておるという状況がありますが、今のところシステムの切りかえが行われる間も市民サービスコーナーについては、通常どおり営業する方向で業者と打ち合わせをしておりますし、その方向でやる予定にしております。

○森内一歳委員長 ほかに。

山崎委員。

○山崎雅数委員 先ほどの弘委員の議論を踏まえてなんですけども、基本的に外国人登録をされていれば、7月から自動的に住民基本台帳に載ると考えていいのかと思うんですけども、先ほど不法滞在云々の話もありましたけども、何らかの問題があって、住基台帳に移れないというような方がいらっしゃるのかどうか。

それから、そういった住民サービスが、要するに90日以上滞りで、サポートが受けられないような状態にある方のサポートの体制というのは、日本国民と同様に、実際あるのかどうか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○森内一歳委員長 船寺課長。

○船寺市民課長 3か月を超えて在留される方が、その在留延長の手続をされなければ住民票に記載されなくなるというのが、今回の改正の内容になりますけれ

ども、通常、そういうことがないように周知等もされると考えておりますし、適正な手続をされている方については、住民基本台帳に必ず載ってくると考えております。

それと、非正規で滞在の外国人であるとかが、そういう住民基本台帳から排除されてしまうというご心配はあると思いますが、今、外国人住民の行政サービスは、個々の行政サービスの中で、住民基本台帳に載っておられない方でもサービスを受けているケースはあると思います。福祉でありましたり、教育でありましたり、住登外という取り扱いで。例えば、DVでありましたりとか、児童虐待でありましたりとか、そういう方は、サービスを普通に受けておられますので、その辺については、外国人でありましても、その状況、状況によって対応していただけるものと、我々は考えております。

○森内一蔵委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 ぜひしっかりと、外国人であっても、それこそ住民サービスというか、サポートをしっかりと提供していきたいと思うんです。

私も、留学生の方なんか国民健康保険に入れたりとか、ちゃんとしているのは知っているんですけども、本来なら旅行中に何かあったら、旅行保険なんかに入っておくべきなんでしょうけれども、中にはそれもやっていない方や、国保の手続なんかもとっておられないというような方がいて、急な病気とか、それこそ私の知ってる方は、出産されてしまったんですけども、もう大変なことになってというようなことがありましたので、またそういったサービスなんかも、ご紹介方々、しっかりといただければと思います。

○森内一蔵委員長 ほかに。

南野委員。

○南野直司委員 7月9日から外国人登録制度が廃止されて、新たな制度になりますということで始まるわけですが、摂津市にも外国人の方がたくさんいらっしゃると思います。日本語がわかる方がほとんどかなと思うんですけども、その周知方法をどのようにされたのか、お聞かせいただきたいなと思います。

○森内一蔵委員長 船寺課長。

○船寺市民課長 基本的には、先ほど質問の中にもありましたホームページでありますとか、窓口での更新時であるとか、切りかえに来られたときに周知しておりますし、外国人住民の方には、今回全員に仮住民票という形で、「あなたは、こういう形で住民票に載りますよ」という形でお送りさせていただいておりますので、そのことで必ず、市内にお住みで、我々が把握している外国人登録をされてる人には、皆さんに仮住民票を送っておりますので、それを見ていただいております。その中に、今後は外国人登録証がなくなる、在留カード、特別永住者証明書というのが新たに発行される、そういう制度に変わりますということもお知らせしておりますので、その辺については大丈夫だと思います。

○森内一蔵委員長 よろしいですか。

ほかにないですか。

以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時34分 休憩)

(午前10時35分 再開)

○森内一蔵委員長 それでは、再開いたします。

議案第41号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方。

弘委員。

○弘豊委員 議案第41号の件ですが、歳入歳出ともに同額を計上されていて、特別調整交付金で入ってきた額を、特定健康診査受診勧奨委託料ということで使われるということで記載されているわけですが、今回、この495万円ですね、こういった形の執行になっていくのか聞かせていただきたいと思います。

また、この特定健康診査の受診勧奨は、これまでもずっと続けて、力も入れてやってこられているかと思うんですが、この受診率の推移などについても、あわせてお聞かせいただきたいと思います。

○森内一歳委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 それでは、弘委員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、歳入で国の特別調整交付金を充ててございます。これは、平成24年4月6日に、国民健康保険の保健事業に関する助成についてという通知が、厚生労働省から参りまして、平成24年度も引き続きこういう形で、特定健診の受診勧奨事業に補助がされるということになりましたので、このたび補正予算を上げさせていただいたものでございます。

内容につきましては、特定健診の未受診者対策といたしまして、平成24年度の特定健診対象者の方で未受診の方全員に対しまして、コールセンターを設置しまして、電話による受診勧奨、あるいははがきによる勧奨を行うというものでございます。

平成22年度、23年度と継続して、受診勧奨事業をやらせていただいておりますが、平成22年度の受診勧奨事業につきましては、40代、50代の、いわゆる働き盛りといわれる層の受診率が非常に低いところから、40代、50代の未受診者の方にアンケートを実施させて

いただいて、その結果を平成23年度に反映させていただいております。平成23年度につきましては、平成22年度の受診勧奨において、アンケートにご回答いただいた方に対して、受診の勧奨の事業をさせていただいたというものでございます。

それで、平成22年度の事業でアンケートをいろいろちょうだいした分につきましては、平成23年度の改正で、改善をさせていただいたところでございます。

平成23年度に改正させていただいたもので一番大きなところは、受診券の送付につきまして、市民健診のときには毎月ということとさせていただいてたのが、その制度が変わって12月まで、あるいはその年度までとかいうことで、いろんな制約が毎年のように変わってまいりましたので、お送りする時期が全く一定しないということで、被保険者の方にもいろいろとご迷惑をおかけしておりまして、受診勧奨事業もなかなか効果が上がらないというところがありまして、平成23年度からは年度の当初に一括でご送付させていただきまして、ただ、それだけではその魅力が少ないということで、がん検診のクーポン券とのセットでさせていただいたというような状況でございます。

あと、ポスターを掲示させていただいたり、問診票を事前にお送りさせていただいたり、いろんな対策をさせていただいたところでございます。

受診率につきまして、その推移でございますが、平成20年度は26.4%でございました。平成21年度は、法定報告ですが28.1%となりました。平成22年度につきましては、受診勧奨の効果等もありまして、若干ですが、28.8%ということで、微増ということになっております。平成23年度は、まだ最終

的な結果は出ておりませんが、実際には制度の変更等もあった影響もあるのかもしれないんですけれども、やや下がっております。

こういった事業、受診勧奨をやっているにもかかわらず、なかなか効果が上がらないということに関しましては、摂津市の被保険者の状況、つまり被保険者の異動が非常に激しいという状況が、実はあると思うんです。この事業ではございませんが、平成21年から国保の口座振替の勧奨事業を力を入れてやっております。毎年1,000件以上を、新規の口座振替として獲得をしているんですが、口座振替をやっておられる方で、被保険者でなくなる方が1,000件近くございまして、1,000件ふえてもとんとんというような状況が続いております。

特に、団塊の世代の方よりもちょっと高齢ぐらいの方というのは、非常に受診率が高うございますので、その方が後期高齢者になられたりしますと、国保の受診者数が大幅に減少してしまうみたいなことが実際にはございますので、更に力を入れていきたいと考えております。

○森内一蔵委員長 弘委員。

○弘豊委員 この間、何度かこの特定健診の受診勧奨にかかわって、委員会等々で質問もさせてもらって、担当課でも随分ご苦労されて頑張っているなと思ってるところなんです、その一方で、なかなか受診率が伸びないということについても、問題意識も持ってるるところなんです、どうしてかなと考えたときに、例えば健診を受けて、何かしら病気が見つかったとして、それをちゃんと治すための治療費なんかが確保できるだろうかということ等々も、もしかしたらあるんじゃないかなと思うんです。それは、この間の保険料の減免世帯や、また滞納世帯や、

そういうのが本当に多くなっているということからしても、保険料を払っているけれども、本当にその医療が必要なときに、医療が受けられるのかという、そういう声というのは、やはり国保の加入世帯で多くあると私、思うんです。

そうした意味では、やっぱり構造的なところに、この受診率が上がらない原因があるのか。単に、その被保険者の意識の問題だけではないんじゃないかなということですね。

一生懸命、その受診勧奨をやっているけれども、それに見合った効果につながってこないというようなところに、ある意味そういうことも考えるんですが、そうしたことについては、担当課としてどう思われるかお聞きしたいと思います。

それから、6月は国民健康保険の減免の申請月ということで、市役所に来られる方等々が多いんじゃないかと思うんです。そうした方たちに対するアプローチも、一定必要じゃないかな。

また、滞納されてる方に、収納の働きかけですね、そういったこともされる。これもやっぱり被保険者の人との接触がありますから、そういったときにも、単に保険料を払ってくださいねだけでない、お体、大丈夫ですか、健康ですかということもあわせて、健診に行っておられなければ、働きかけるような、そういったことも必要ではないのかなと思ってます。

そして、何よりやっぱり病気になったときには、きちんと医療が受けられる、そういうことのご案内ですね。これは、一部負担金の減免制度であったり、また、無料低額診療であったり、そういうのもありますよということで、以前にも、その収納係の方が、そういうことを言って医療につなげるという、そういう例もあ

るといふことも聞いてますから、そうした努力もあわせて行っていくことが大事なのかなと思って、これは要望としておきますけれども、よろしく願いいたします。

○森内一蔵委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 それでは、構造的なところに受診率が上がらない原因があるのではないかというお問いに、ご答弁させていただきます。

先ごろ、厚生労働省のほうで保険者による健診、保健指導に関する検討会というものが行われております。特定健診が始まりまして、平成24年度が5年目ということになりまして、平成25年度からまた新たな第2期が始まるわけなんです、それに当たりまして、そういった総括をされておるところでございます。

平成24年度の特定健診の市町村国保における参酌標準ですね、目標とすべき基準がありまして、それが65%となっております。

実際に、65%に到達をしている保険者というのはほとんどございまして、最も多いのが30%から35%であるということになっております。

本市の場合は30%未満ということで、若干低い基準にはなっておりますが、大阪府下の平均を見ますと、平成22年度の大阪府下が26.55%に対して、摂津市が28.83%ということで、大阪府下に比べると、若干上回っているような状況でございます。

これが単一の健保組合で見ますと、参酌標準は80%と、高目に設定されておるんですが、実施率で最も多いのが70%から75%となっております、やはり、その保険組合によって構造的な違いがあるのかなというのを感じておるところでございます。

先ほども弘委員がおっしゃられたように、国保に入っているメリットということで、特定健診が無料で受けられますよといったことは、折に触れて被保険者の方が窓口にお見えになった場合などに、ご案内はさせていただいてるんですが、平成22年度の特定健診の調査のときに、アンケートにお答えいただいたように、時間がないというのが、やっぱり一番大きな原因なのではないかなと考えておるところでございます。

○森内一蔵委員長 弘委員。

○弘豊委員 ありがとうございます。

最後に、ちょっと意見だけ言っておきたいんですけども、今言われた65%という国が定めている基準ですね、この特定健診が始まったころから、一定受診率を上げないとペナルティーがあるみたいなことが言われてきて、そういう意味では、現場といいますか、この実態を把握しないような形で、そういう基準が設けられているということに対しては、やはり嚴重に抗議といいますか、声も上げて、はね返して行ってほしいと思うところなんです。かといって、その受診勧奨が要らないということになると、決してそうではない、市民の健康を守っていくという、そういう本来の意味で、やっぱりこのところでは、しっかり取り組んでもらうということと、引き続き頑張っていたきたいということをつけ加えて、私のほうからは以上とさせていただきます。

○森内一蔵委員長 ほかに。

山崎委員。

○山崎雅数委員 受診率ですけども、以前から要望しております国保が行う健診事業に対する、休日への拡充の検討というのはどうなっておりますか。

○森内一蔵委員長 堤次長。

○堤保健福祉部次長 休日の実施につきましては、保健センターでの実施については、いろいろとまた制約がありまして、今、保健センターと協議をしておるところでございますが、まず、平成22年度から行っておりますのが、土曜日に実施できる医療機関の紹介ということをさせていただいて、どの医院であれば土曜日の午前中に特定健診が受診できるか、ということをご案内させていただいているところでございますが、平成24年度からはホームページにも記載させていただいて、ここだと土曜日に健診が受けられますよ、ということで今ご案内を差し上げているところです。

協議が整いましたら、保健センターの集団検診につきましても実施をしていきたいと考えておりますが、これも医師の派遣の体制とか、諸問題がございますので、できる限り早く実施をしていただきたいと思っております。相手のあることなので、これは引き続き強く要望していきたいと考えております。

○森内一歳委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 やっぱり個人事業主というか、職人で国保に入っている方がたくさんいらっしゃるんで、どうしても日曜日しか休めないという方、結構いらっしゃるということですので、ぜひとも拡充のほう、お願いをしたいと思います。

○森内一歳委員長 ほかにないですか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時52分 休憩)

(午前10時55分 再開)

○森内一歳委員長 それでは、再開いた

します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森内一歳委員長 討論なしと認め、採決をいたします。

議案第40号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一歳委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

次に、議案第41号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一歳委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

続いて、議案第42号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森内一歳委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

(午前10時56分 休憩)

(午前10時58分 再開)

○森内一歳委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会の所管の事務調査について、議題としたいと思います。

視察事項について、協議をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩します。

(午前10時58分 休憩)

(午前11時20分 再開)

○森内一歳委員長 それでは、委員会を再開いたします。

委員会の視察についてであります。

東日本大震災の関係で、がれき処理の問題、ボランティア、医療支援等々出ましたが、視察項目は老人福祉ネットワーク、それから障害者福祉ネットワーク、そして福祉ボランティア、今回はこの三つの項目に絞って先進市の視察を行いたいと思います。

日程につきましては、7月中旬以降8月初旬の間にということで、今後協議を進めたいと思います。

本日の委員会は、この程度にとどめ、以上で、本委員会を閉会いたします。

(午前11時21分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生常任委員長 森 内 一 蔵

民生常任委員 本 保 加津枝